

日本経済論（第22回）

- 預金保険制度の拡充

17.12.6

(安孫子)

1. 参考文献

- ・「預金保険制度の解説 制度概要及びQ & A」(<http://www.dic.go.jp/>)

2. 預金保険機構の概要

- ・設立は1971年：当初は小規模な組織 金融機関の破綻処理のために制度を次第に拡充
金融機関が破綻したとき、**ペイオフ**（破綻銀行に代わって一定の上限まで預金を支払う）**資金援助**（救済金融機関を援助）などを行う。金融不安時のセーフティー・ネットの要（かなめ）。
- ・金融機関**破綻処理の際に大きな役割**（預金保険機構は「資金援助」や「資本増強」業務も）
整理回収機構（住宅金融債権管理機構 + 整理回収銀行が合併。公的資金を注入する際の窓口や
サービス業務も実施）は子会社。産業再生機構にも出資。
- ・意義：**預金者を保護**（保護するのは預金者であって銀行等ではない）
モラルハザードの懼れ：銀行等の経営者がハイリスク・ハイリターンの融資を行うなど

3. 預金保険の対象・・・ただし日本ではペイオフの実績なし

- ・対象金融機関：**銀行、信用金庫、信用組合、労働金庫など**（外国銀行、政府系銀行は対象外）
農林系金融機関（JA、県信連、農中など）は別途「農水産業協同組合貯金保険制度」に加入
- ・対象預金：**預金、金融債（保護預り専用商品）** 元本補填契約のある信託、定期積金など
(対象外：**外貨預金、譲渡性預金、金融債<保護預り専用商品以外>、他人・架空名義預金**など)
現在では預金の元本1千万円 + その金利まで支払：**金融機関毎***、預金者1人あたり **名寄せ**
* 高額預金者は預け入れ金融機関を分散させる動き
例外的に**決済性預金**（無利息+決済に使われる等の条件を満たす預金）は全額保護の対象
- ・銀行は預金保険機構に保険料を支払う（現在の保険料率は決済用預金 0.115%、一般預金等 0.083%）
保険料率は1996年度に7倍に（0.012% 0.084%）その後ほぼ横ばい：年間約5千億円

4. 預金保険機構の業務拡大・・・バブル崩壊後に機能を大幅に拡大

- ・1995年にペイオフ実施を5年間事実上凍結 2002年4月：**定期預金等のペイオフ解禁**（普通預金等は全額保護） 2005年4月：**流動性預金のペイオフ解禁**（ただし決済性預金は全額保護）
2002年度には定期預金から流動性預金に大量シフトが発生 M1が急増(M2+CDは微増)
- ・**資金援助**では180件、25兆円（金銭贈与19兆円 + 資産買取6兆円ほか）の実績
長銀3.5兆円、拓銀3.4兆円、日債銀3.2兆円が特に大きい。みどり銀1.0兆円、木津信組1.0兆円、なみはや銀0.8兆円、関西興銀0.8兆円など、**関西圏の破綻金融機関**の案件も多い。
- ・**資本増強**では1998年に60兆円の公的資金注入枠（政府保証）を設定。早期健全化法：32行に計8.6兆円、金融機能安定化法：21行に計1.8兆円、預金保険法（危機対応）：1行に2.0兆円などを実施。
上記のうち5.0兆円分は返済済み
- ・このほか、債務者の**財産調査業務***（整理回収機構に協力） 経営者等の責任追及に関する業務、
金融整理管財人の業務（破綻した金融機関の処理にあたる仕事）立入検査業務なども実施
* 破綻した債務者が隠していた資産をみつけ、回収額を増やすなど

5. 日本経済への影響

- ・**金融不安を鎮静化**する上で大きな効果：金融機関が破綻しても大掛かりな**取付騒ぎ**を回避

1927年の金融恐慌のときには、日本でも取付騒ぎが各地で発生
預金者が一斉に預金を引き出そうとすれば、銀行等はもともと対応できない性質

- ・銀行等の資本不足が判明したときの受け皿となる 銀行等の貸出余力を高める可能性
- ・不良債権処理を進めるためのインフラ整備：整理回収機構や産業再生機構との協力など

以上